

令和4年度

**第16期第19回海区漁業調整委員会
議事録**

**令和4年11月1日
三重海区漁業調整委員会**

日時 令和4年11月1日(火) 午前10時から10時50分まで

場所 三重県勤労者福祉会館 特別会議室

議題

- 1 議案1 漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正について
- 2 議案2 うみがめ等の採捕に関する委員会指示について
- 3 議案3 くろまぐろ養殖業に関する委員会指示について
- 4 報告事項1 漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告(区画漁業:真珠、真珠母貝)について
- 5 報告事項2 三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更に関する報告について
- 6 その他
 - (1) 真珠養殖用いかだ登録票貼付状況等調査の実施について
 - (2) 全国海区漁業調整委員会連合会第57回東日本ブロック会議について
 - (3) 太平洋広域漁業調整委員会の開催について
 - (4) 全国海区漁業調整委員会連合会会長・副会長会議について
 - (5) 海区漁場計画の樹立に係る日程(案)及び次回の委員会日程について

出席委員

浅井利一 矢田和夫 掛橋 武 小川和久 藤原隆仁
永富洋一 濱田浩孝 田邊善郎 濱中一茂 秋山敏男
古丸 明 木村妙子 千田良仁 大倉良繁 木村那津子

欠席委員

なし

事務局

事務局長 林 茂幸
主幹 増田 健
主査 葛西 学

行政

(三重県農林水産部水産資源管理課)

(資源管理班)

技師 岡野健次

(漁業調整班)

係長 程川和宏

主任 中瀬 優

技師 田代真帆

傍聴者

なし

計 22 名

○浅井会長

それでは、ただいまから第 19 回三重海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は委員総数 15 名中、出席委員が 15 名全員出席ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第 12 条に基づき議事録署名者として、小川委員と古丸委員にお願いします。発言にあたっては、議長に発言を求めているいただき、議長の指名を受けてから、ご発言いただきますようお願いいたします。

それでは、議案 1 「漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料 1 をご覧ください。

1-1 ページにありますように、このことについて、令和 4 年 10 月 19 日付け農林水第 24-4212 号で三重県知事から協議を受けています。三重県漁業調整規則第 12 条第 3 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。

今回は機船船びき網漁業の取扱いに関しての協議です。

内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅井会長

それでは、水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（程川係長）

1-1 ページが協議書です。1-2 ページの改正理由書をご覧ください。今回の改正の理由は、令和 4 年 12 月 31 日で許可期間が満了となる機船船びき網漁業（ばっち網、ばっち網（しらす）、いわし・いかなご船びき網、しらす船びき網、共内しらす船びき網、伊勢湾口いわし・いかなご船びき網、親いかなご船びき網）を引き続き営もうとするため、取扱方針を一部改正するものです。

改正の内容は、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間の設定です。なお、制限措置については、許可の有効期間が満了しているが現在許可の実態がない漁業種類について、整理を行うものです。

1-3 ページをご覧ください。今回ご意見を伺う機船船びき網漁業は、12 月 31 日で許可の期間が満了となるため、新たに許可をするにあたり、申請すべき期間を定める必要があるため、三重県漁業調整規則第 12 条第 3 項に基づき、みなさまのご意見を伺うものです。

1-8 ページからが三重県で漁業許可を行うに際しての手続きを定めている取扱方針ですが、取扱方針に大きな変更はありません。今回変更を予定しているのは、1-14 ページからの機船船びき網漁業に関する許可又は起業の認可に関する取扱いです。

まず、1 取扱方針第 6 に定める、規則第 16 条に規定する許可の有効期間です。現在、(3) 神島共内船びき網漁業が記載されていますが、この許可は令和 3 年 7 月 31 日で許可の期間が満了となっており、その後許可がなされておらず、現在許可実態がないことから削除します。そのため、(4) 上記以外の漁業種類を(3)に繰り上げ、許可の有効期間を令和 5 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの期間に変更したいと考えています。この許可の有効期間については、県漁業調整規則第 16 条第 1 項で定められている 3 年での更新を考えています。

次に、2 取扱方針第 4 に定める、規則第 12 条第 1 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、(1) ばっち網漁業、ばっち網（しらす）漁業、いわし・いかなご船びき網漁業、しらす船びき網漁業、伊勢湾口いわし・いかなご船びき網漁業に関して、今回の許可の切替えにあわせて令和 4 年 11 月 25 日から同年 12 月 9 日までと定めたいと考えています。

1-15 ページの制限措置をご覧ください。今回許可の期間が満了となりますばっち網や船びき網について、制限措置を変更することは考えていません。1-16 ページの神島共内船びき網漁業については、許可の実態が無いことから制限措置の削除を考えています。

1-18 ページからの許可の条件について、制限措置と同様に今回許可の期間が満了となりますばっち網、船びき網等についての変更は考えていません。

1-20 ページの神島共内船びき網漁業の許可の条件については、許可の実態が無いことから削除を考えています。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○浅井会長

ありがとうございます。ただいまの説明について、なにかご意見ございませんか。

○委員

(意見なし)

○浅井会長

それでは、議案 1 については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○浅井会長

全員異議がないようですので、議案 1 については県原案どおりとされたい旨回答することとします。

続きまして、議案 2 「うみがめ等の採捕に関する委員会指示について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料2をご覧ください。

このうみがめ等の採捕に関する委員会指示は、平成4年4月1日付けのウミガメの管理・保存に関する水産庁通達に基づき、平成4年8月7日付けで最初の委員会指示が出され、以後毎年更新しているもので、継続して発動するかどうかをお諮りするものです。

指示の内容の前にまず採捕承認、採捕報告、遺がい処理報告の状況について報告します。

2-7ページをご覧ください。現在発動中の指示に基づき採捕を承認している状況です。4件承認しており、これらは毎年申請がある幼体や卵の保護、調査を目的とするものです。

2-8ページは令和3年の採捕承認に基づいて令和3年から令和4年に報告があったものです。成体、幼体の採捕はアカウミガメ3頭、アオウミガメ7頭の計10頭であり、標識などを装着のうえ再放流されています。

2-9ページから2-11ページが遺がい処理報告です。アカウミガメ36頭、アオウミガメ31頭、タイマイ1頭の計68頭です。標本化以外の処理方法は埋却や焼却です。

指示の内容について2-1ページと2-2ページをご覧ください。左が変更案、右が現行です。今回変更するところは、告示年月日、指示の有効期間です。変更箇所にはアンダーラインを引いてあります。告示年月日が公報掲載予定日で11月15日（火）の予定です。指示の有効期限は1年間で、1月1日から12月31日までとしています。2-3ページと2-4ページが事務取扱要領の変更案です。指示の変更に合わせ制定日と有効期間を変更しています。内容に変更はございません。2-5ページと2-6ページが採捕承認基準の変更案ですが、取扱要領と同様に制定日と有効期間の変更のみです。様式に関する変更はありません。

事務局からは以上です。

○浅井会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○委員

（意見なし）

○浅井会長

それでは、議案2については事務局原案どおり発動してよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○浅井会長

全員異議がないようですので、議案2については、事務局原案どおり発動することとします。

続きまして、議案3「くろまぐろ養殖業に関する委員会指示について」、事務局から説明

をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料3をご覧ください。

この指示はくろまぐろ養殖業を内容とする区画漁業で用いられる1年あたりの天然種苗の活込尾数の制限に関する事項について、平成26年1月から発動しているもので、現在のくろまぐろ養殖について委員会指示を継続して発動するかどうかご審議をお願いするものです。

3-1ページをご覧ください。平成24年10月26日付け農林水産省指令24水管第1698号において、下線部分2. 指示の内容(1)で、「平成23年に当該区画漁業で用いられた天然種苗の活込尾数よりも増加することのないよう」にすることが求められました。

平成26年1月1日の漁業権の一斉切替えに先立ち、平成25年以降の養殖計画について、各養殖業者に対し、養殖施設の規模や活込尾数の変更などについて調査が行われた結果、施設規模又は活込尾数が変化する漁場について、天然種苗の活込尾数が計画どおりに行われることについての担保として、この委員会指示により報告を義務づけることとされました。委員会指示による報告義務がない漁場は、施設規模や活込尾数が変わらないとされた区画です。

現在、三重海区の海域においてはくろまぐろ養殖業の区画漁業は三重区第1501号から三重区第1505号まで免許されていますが、この委員会指示の対象区画と対象外の区画があります。委員会指示に基づき今年1月以降報告のあった天然種苗活込尾数の10月21日時点の集計は、区1501、区1502-2、区1503においてそれぞれ活込されていますが、上限と比べるとごくわずかな尾数しか活込されていません。

3-2ページ、3-3ページをご覧ください。左のページが指示の改正案、右が現行の指示です。下線部分に変更箇所、変えるのは告示日、指示の有効期間です。内容に変更はありません。指示の有効期間は令和5年1月1日から同年12月31日までです。告示年月日が公報掲載予定日で11月15日（火）の予定です。

3-4ページと3-5ページが事務取扱要領の変更案です。指示の変更に合わせ、制定日と有効期間を変更しています。内容に変更はありません。

事務局からは以上です。

○浅井会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○委員

（意見なし）

○浅井会長

それでは、議案3については事務局原案どおり発動してよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○浅井会長

全員異議がないようですので、議案3については事務局原案どおり発動することとします。

続きまして、報告事項1「漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告(区画漁業:真珠、真珠母貝)について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局(増田主幹)

資料4をご覧ください。漁業法の改正により必要になった資源管理の状況等の報告です。今回は真珠、真珠母貝についての報告です。

内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅井会長

それでは、水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課(中瀬主任)

令和2年の漁業法の改正に伴い委員会への報告が必要となりました事項です。法第90条に「漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。」とあることから、漁業権者から県に報告をいただいているものです。今回は、区画漁業のうち、真珠、真珠母貝についての状況を取りまとめましたので、委員会に報告させていただきます。

4-2ページからが真珠養殖で、区2001から区2167までが仕上と養成、区2701から区2714までが避寒です。4-4ページの区2801から区2872までが真珠母貝です。それぞれの免許番号について、各判断基準に基づき資源管理の状況を確認させていただいたところでは、法第91条第1項第2号の判断基準においては、操業が可能な期間を相当程度利用しているもの、養殖密度が周囲の漁場と同程度であるもの等の判断基準を基に各漁場が適切かつ有効に活用されているかどうかを判断するものとなっています。各漁場の状況については、提出いただいた報告のなかで、漁場を利用していないところもいくつかありました。その漁場については漁業権の切替えに係るヒアリングの際に確認をさせていただきました。ヒアリング時には委員の皆様にもご同席いただき、ありがとうございました。ヒアリングの結果、漁場の回復待ちでした。へい死状況等を鑑みて休ませている漁場については、合理的な理由であると判断をさせていただき、適切かつ有効に活用されているものと判断しております。

報告は以上です。

○浅井会長

ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見ございませんか。

それでは、特にないようですので、次に進めます。

報告事項2「三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更に関する報告について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料5をご覧ください。前回委員会で事前承認をいただきました「令和4管理年度のくろまぐろ（小型魚及び大型魚）の知事管理漁獲可能量の変更について」の報告です。

内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅井会長

それでは、水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（岡野技師）

5-3ページからご覧ください。こちらのポイントに沿って説明させていただきます。

今回の報告については、前回、国への融通要望の回答が未着であったため、場合分けしたことについての結果報告となります。国への交換の融通が6トン全量成立したことから、前回委員会でのポイント7①の場合で対応いたします。

国への交換の融通が、6トン全量成立しましたので、大型魚の定置網漁業の残量から6トンを小型魚の定置網漁業へ配分いたしました。

配分後の知事管理漁獲可能量については、5-2ページの新旧対照表のとおりです。これまで大型魚の定置網漁業につきまして、12.4トンの配分を行っていましたが、こちらから6トンを小型魚の定置網漁業に配分いたしました。その結果、小型魚の定置網漁業に6トンプラスで配分したため20.2トンの配分となります。また、大型魚の定置網漁業については6トンマイナスいたしましたので、6.4トンの配分となりました。

取りまとめたものが、5-1ページです。

知事管理漁獲可能量の変更に関する報告は以上ですが、前回委員会で本県と全国のよこわ採捕尾数の状況についてのご質問をいただいた件について報告いたします。

県内のよこわ採捕尾数は、令和4年7月から9月までの概数では、6,919尾で例年より少なくなっています。他県の採捕尾数については、本県では把握していないため、情報が入り次第共有させていただきます。

報告は以上です。

○浅井会長

ありがとうございました。ただいまの説明について、なにかご意見はございませんか。

それでは、特にないようですので、次に進めます。

その他の事項（1）「真珠養殖用いかだ登録票貼付状況等調査の実施について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料6の6-1ページをご覧ください。真珠養殖用いかだ登録票貼付状況等調査の実施について、三重県真珠養殖連絡協議会から連絡がありました。9月の調査に参加された藤原委員、濱田委員並びに田邊委員におかれましては、お疲れさまでした。11月18日に五ヶ所湾以南海域の調査が行われる予定です。真珠の入札会が行われる時期の関係で調査がこの時期となっています。期限が短く申し訳ありませんが、参加いただける委員におかれましては、11月9日（水）までに事務局までご連絡ください。

今後行われる免許切替えの参考にもなるとお思いますので、ご都合のつく委員様の積極的な参加をお願いいたします。御参加いただいた委員の皆様には旅費、報酬をお支払いいたします。

事務局からは以上です。

○浅井会長

ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見はございませんか。

それでは、特にないようですので、次に進みます。

その他事項（2）「全国海区漁業調整委員会連合会第57回東日本ブロック会議について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

正式な通知はまだで資料はございませんが、全国海区漁業調整委員会連合会第57回東日本ブロック会議が令和4年11月8日（火）の14時からWebによる開催で予定されており、浅井会長に出席していただく予定です。第17回及び第18回委員会でご協議いただいたヤスに関するものなどの要望のとりまとめや「漁業と遊漁船業に関わる漁業調整の課題と対応について」の情報交換などが行われる予定です。

事務局からは以上です。

○浅井会長

ただいまの説明について、ご意見はありませんか。

それでは、特にないようですので、次に進みます。

その他事項（3）「太平洋広域漁業調整委員会の開催について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料7をご覧ください。

まだ正式な文書は届いておりませんが、7-1ページのとおり11月28日（月）に太平洋広域漁業調整委員会ほか各部会が、水産庁において開催される予定です。

この委員会の委員である浅井会長には、13時30分からの太平洋南部会と15時30分からの委員会に三重海区の委員室からwebにて出席していただく予定です。

事務局からは以上です。

○浅井会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

特にないようですので、次に進みます。

その他事項（４）「全国海区漁業調整委員会連合会会長・副会長会議について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

正式な通知はまだで資料はございませんが、全国海区漁業調整委員会連合会会長・副会長会議が12月6日（火）13時30分から、東京都内での開催が予定されています。副会長である浅井会長に出席していただく予定です。

事務局からは以上です。

○浅井会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

特にないようですので、次に進みます。

その他事項（５）「海区漁場計画の樹立に係る日程（案）及び次回の委員会日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料8をご覧ください。

本日は今後予定される海区漁場計画の樹立を進めていくための日程案と、次回委員会の日程案について説明をさせていただきます。

まず次回の委員会についてですが、12月13日（火）10時からの開催をご提案します。場所は三重県勤労者福祉会館地階、特別会議室の予定です。いかがでしょうか。

○浅井会長

局長、補足説明をお願いします。

○事務局（林事務局長）

次回委員会の開催日程案の12月13日のご都合が悪い委員の方もお見えかと思いますが、先ほどその他事項（４）でご説明したとおり、13日の前週の火曜日である12月6日に会長に全漁調連の会議に出席していただく必要があります、申し訳ございませんが、12月13日を提案させていただきました。

次に、漁業権の切替えに伴う今後の日程案についてです。8-1ページをご覧ください。

今年度、すでにヒアリング等も始まっており、漁業権切替えの作業が進んでいるところです。区画漁業権の免許存続期間は5年、共同漁業権の存続期間は10年で、5年または10年で切替えの必要がありますが、今回は共同漁業権の切替えが重なる10年に一度の当たり年になります。

共同、定置、藻類及び貝類の区画漁業権は令和5年9月1日、魚類とくろまぐろの区画漁業権は令和6年1月1日、真珠及び真珠母貝の区画漁業権は令和6年4月1日が免許予

定日とされています。

漁業権切替えに係る審議等の流れについて、委員会としては免許までに大きく2回答申をする必要があります。切替えを予定する漁業権のうち、免許予定日が一番遅い真珠と真珠母貝以外の海区漁場計画に関する諮問が令和5年1月にある予定です。そのため、今回前もって日程案を示させていただくことにしました。

漁業法第62条に従い都道府県知事はその管轄に属する海面について5年ごとに海区漁場計画を樹立しなければなりません。その一環として法第64条第4項に従い委員会への諮問があります。それに答申するのですが、そのためには法第64条第5項に従い利害関係人の意見聴取が必要なため、公聴会を開催する必要があります。その後、海区漁場計画の決定及び公示、免許の申請等が行われるなか、委員会としては適確性等について答申を行います。

また、海区漁場計画の諮問の際には何百件もの計画が届く予定であり、本委員会で審議していただくことは時間的に難しい状況となります。過去の事例を見ますと、事前に小委員会を開催し、地区を分けてそこで協議を行い、その結果をもとに本委員会で審議されています。

5年前と10年前の切替え時の委員会開催スケジュールに照らし合わせて作成した2月までの日程案をお示ししました。公聴会については、公報への登載が必要となり、その日程等を考えますと申し訳ありませんが、変更することがやや難しい案となっております。

免許切替えまでには、これくらいの頻度で委員会を開催していただく必要があります。

委員の皆さまはお忙しい方ばかりかと思しますので、現在はまだ11月初旬ですが、ご予定をいただきたく、早めに開催案を説明させていただきました。

8-2ページから8-3ページはこれらの案をカレンダーにあてはめ、3月まで記載したものです。

なお、8-4ページから8-6ページに参考に漁業法の関係条項の抜粋を添付しています。

説明は以上です。

○浅井会長

ありがとうございました。

何かご意見ございましたらお願いします。

それでは、特にないようですので、これをもちまして委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。